



貸倒損失の処理

貸倒損失が認められる場合

「貸倒損失」とは、取引先が倒産したこと等により貸付金や売掛金等の金銭債権が回収できなかった際に生じる損失のことです。

法人税法で貸倒損失の損金算入が認められるのは、次の場合です（図表1参照）。

(1) 法律上の貸倒れ（法人税基本通達9-6-1-1）

金銭債権が法的に消滅した際は貸倒損失として損金の額に算入します。具体的には以下のケースが該当し、経理処理にかかわらず損金算入が強制されます。

① 更生計画や再生計画の認可の決定による切捨て

「更生計画」とは会社更生法による、「再生計画」とは民事再生法による再建計画のことです。

裁判所から選任された管財人が「更生計画」や「再生計画」を作成し、債権者等の同意により可決された後に、裁判所から認可されます。法人税法では「認可の決定があった日」の属する事業年度に「切り捨てられることとなった金額」を損金の額に算入します。

② 特別清算に係る協定の認可の決定による切捨て

「特別清算」とは、解散して清算中の株式会社は債務超過の疑いが生じた際、裁判所の監督下で行なわれる清算手続きのことです。

清算人が債務の弁済方法について定めた協定案を作成し、債権者の同意により解決された後に、裁判所から認可されます。①と同様に、法人税法では「認可の決定があった日」の属する事業年度に「切り捨てられることとなった金額」を損金の額に算入します。

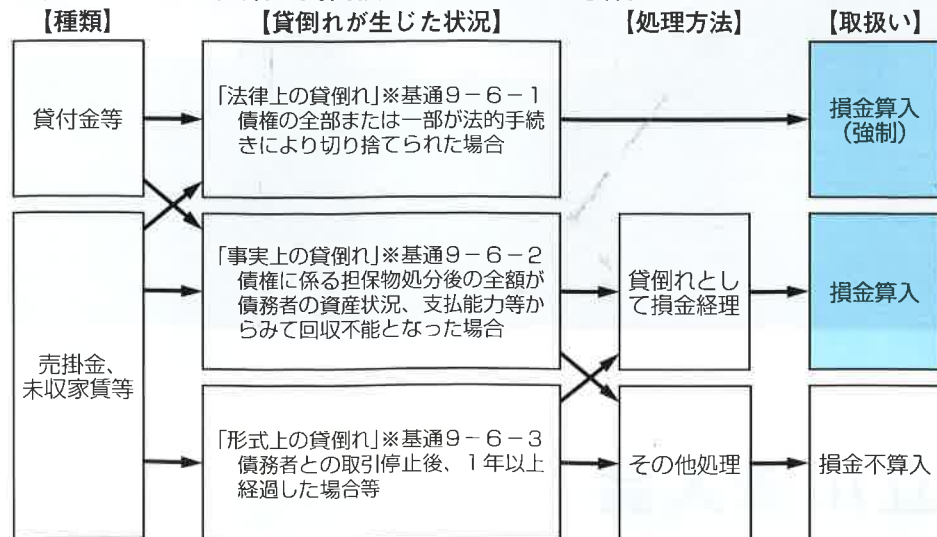
③ 関係者の協議決定による切捨て

法令による整理手続きでなくても「金融機関等のあつせんによる当事者間協議」等で合理的に債権の切捨て額を定めた場合（一律70%カット等）は貸倒損失となります。「事実が発生した日」の属する事業年度に「切り捨てられることとなった金額」を損金の額に算入します。

④ 書面による債務免除の通知

債務超過の状態が相当期間（3年～5年）継続している債務者に対して、書面により債務免除（自社からみれば債権放棄）した場合も貸倒損失となります。「通知をした日」の属する

図表1 債権の種類と貸倒損失の損金算入の要件



「経理のプロ」になるために欠かせないのが「法人税」の知識。今回は「貸倒損失」について解説します。

税理士
平井満広

図表2 回収不能見込額の計算式

①更生計画や再生計画の認可の決定等による弁済猶予等
債務者について、更生計画や再生計画の認可の決定等により弁済猶予等の事由が生じた場合

$$\text{回収不能見込額} = \text{対象金銭債権} - \text{特定の事由が生じた事業年度終了の日の翌日から5年を経過する日までの弁済予定金額} - \text{担保等の取立見込額}$$

②債務者の債務超過等
債務者について、債務超過の状態が相当期間（おおむね1年以上）継続し、かつ、その営む事業に好転の見通しがなく、その金銭債権の一部の金額につき取立て等の見込みがない場合

$$\text{回収不能見込額} = \text{対象金銭債権} - \text{担保等の取立見込額}$$

③更生手続きや再生手続きの開始申立て等
債務者について、更生手続き開始の申立てや再生手続き開始の申立て等の事由が生じた場合

$$\text{回収不能見込額} = \left(\text{対象金銭債権} - \text{実質的に債権とみられない部分の金額} - \text{担保等の取立見込額} \right) \times 50\%$$

図表3 貸倒引当金の繰入限度額

①貸倒実績率（原則）

$$\text{繰入限度額} = \frac{\text{期末の一括評価金銭債権の帳簿価額}}{\text{過去3年間の貸倒実績率（小数点以下4位未満切上げ）}} \times \text{法定繰入率}$$

②中小法人等の特例
一定の中小法人等については、貸倒実績率に代えて、次の法定繰入率の選択適用が認められている

$$\text{繰入限度額} = \left(\frac{\text{期末の一括評価金銭債権の帳簿価額}}{\text{法定繰入率}} - \text{実質的に債権とみられない部分の金額} \right) \times \text{法定繰入率}$$

※法定繰入率

法定繰入率				
卸売業 小売業	製造業	金融業 保険業	割賦販売 小売業等	その他
10 1,000	8 1,000	3 1,000	7 1,000	6 1,000

事業年度に「免除した金額」を損金の額に算入します。ただし、債務の免除が「贈与」と認められる場合は、貸倒損失ではなく「寄附金（損金算入の限度額計算あり）」となります。

(2) 事実上の貸倒れ（法人税基本通達9-6-1-2）

債務者が債務超過で経営が厳しい、災害で被災した等の事情で金銭債権の「全額」が事実上回収できないことが明らかにした場合、法律上は債権が存在していても貸倒損失となります。「事実が明らかになった日」

の属する事業年度に「金銭債権の全額」を損金の額に算入します。担保物があるときは、処分しないと貸倒損失にできません。また、債権の一部を貸倒損失とすることもできません。

(3) 形式上の貸倒れ（法人税基本通達9-6-1-3）

債務者に以下の事実が生じたときは、売掛債権（売掛金や未収賃貸料等。貸付金等は含まない）の金額から備忘価額（1円）を控除した残額を損金経理することで貸倒損失として損金算入できます。

貸倒引当金で認められる損金算入

なお後日、入金があった際は入金時に益金となります。

- 継続的に取引があった債務者との取引停止（取引停止後に弁済があった場合は弁済した時）から1年以上経過した（担保物のない場合に限り）
- 督促しても弁済しない債務者に対する同一地域の売掛債権の総額が、旅費等の取立費用に満たない

将来、発生する貸倒損失をあらかじめ見積もって費用計上する会計手続きを「貸倒引当金」といいます。

法人税法では金銭債権の区分に応じて、貸倒引当金の繰入限度額計算があります。貸倒引当金の損金算入が認められるのは一定の中小法人（期末資本金の額が1億円以下等）や金融業・クレジットカード業等の法人です。

(1) 個別評価金銭債権

事業年度終了時に次の事由が生じた場合、回収不能

見込額（図表2）が貸倒引当金の繰入限度額となります。

① 更生計画や再生計画の認可の決定等による弁済猶予等
債務者について、更生計画や再生計画の認可の決定等により弁済猶予等の事由が生じた場合に認められます。

② 債務者の債務超過等
債務者について、債務超過の状態が相当期間（おおむね1年以上）継続し、かつ、その営む事業に好転の見通しがなく、その金銭債権の一部の金額につき取立て等の見込みがない場合に認められます。

③ 更生手続きや再生手続きの開始申立て等
債務者について、更生手続き開始の申立てや再生手続き開始の申立て等の事由が生じた場合に認められます。

(2) 一括評価金銭債権（売掛金、貸付金等から個別評価金銭債権を除いた金額）
一括評価金銭債権に対する、貸倒引当金の繰入限度額の計算式を図表3に示しました。

日本実業出版社発行『企業実務』2019年3月号より転載。
記事内容は、2025年4月1日時点での法令に基づき、校閲・修正をしております。

ひらい みつひろ 平井会計事務所代表。「会計を通じて人を幸せにする」をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れている。